電気契約種別定義書

相馬ガスでんきBプラン

東北電力エリア【低圧】

2026 年11 月1 日実施

株式会社グリージョン

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　電灯需要 1
7　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第2 条第1 項第8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
東北電力ネットワーク株式会社	青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県

2　実施期日

本定義書は，2026　年11　月1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款2 （本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款38　（供給契約の変更）(2) の定めに準じます。

4　定義

供給約款3 （定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5　単位および端数処理

供給約款4 （単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が30　アンペア以上であり，かつ，60　アンペア以下であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10　アンペアを1 キロワットとみなします。）が50　キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が50　キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2 線式標準電圧100 ボルトまたは交流単相3 線式標準電圧100 ボルトおよび200 ボルトとし，周波数は，標準周波数50　ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相2 線式標準電圧200 ボルトまたは交流3 相3 線式標準電圧200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ　契約電流は，30　アンペア，40　アンペア，50　アンペアまたは60　アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「 電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1) によって算定された燃料費調整額および供給約款別表1 （再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流30　アンペア	1,191 円30 銭
契約電流40　アンペア	1,588 円40 銭
契約電流50　アンペア	1,985 円50 銭
契約電流60　アンペア	2,382 円60 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120 キロワット時までの1 キロワット時につき	31　円05　銭
120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1 キロワット時につき	37　円80　銭
300 キロワット時をこえる1 キロワット時につき	41　円75　銭

(5)　セット割引

イ　電気供給契約及び契約種別に付加して提供するセット割引に関する詳細事項は、セット割引条件定義書に定めます。

ロ　セット割引条件定義書では、適用条件、割引内容その他の事項を定めます。

(6)　その他

電流制限器等を無断で取り外す行為その他これに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款33　（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

7　その他

(1)　当社は，供給約款21　（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。

(2)　その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4) に定める制度対応項は，2027 年3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年10 月31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年11 月分の料金の算定に適用する料金率は，6 （電灯需要）(4) の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電流30 アンペア	1,075 円80 銭
契約電流40 アンペア	1,434 円40 銭
契約電流50 アンペア	1,793 円00 銭
契約電流60 アンペア	2,151 円60 銭

(2) 電力量料金

最初の120 キロワット時までの1 キロワット時につき	29 円71 銭
120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1 キロワット時につき	36 円46 銭
300 キロワット時をこえる1 キロワット時につき	40 円41 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その1 月の使用電力量に(2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3) の燃料費調整項，(4) の制度対応項，(5) の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ 燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α ＋B×β ＋C×γ

A ＝各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格

α ，β ，γ は，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
東北電力ネットワーク株式会社	0.0259	0.2563	0.8915

なお，各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
東北電力ネットワーク株式会社	83,500円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

（ニ）　燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年1 月1 日から3 月31　日までの期間	その年の6 月分の料金に係る計量期間等
毎年2 月1 日から4 月30　日までの期間	その年の7 月分の料金に係る計量期間等
毎年3 月1 日から5 月31　日までの期間	その年の8 月分の料金に係る計量期間等
毎年4 月1 日から6 月30　日までの期間	その年の9 月分の料金に係る計量期間等
毎年5 月1 日から7 月31　日までの期間	その年の10　月分の料金に係る計量期間等
毎年6 月1 日から8 月31　日までの期間	その年の11　月分の料金に係る計量期間等
毎年7 月1 日から9 月30　日までの期間	その年の12　月分の料金に係る計量期間等
毎年8 月1 日から10　月31　日までの期間	翌年の1 月分の料金に係る計量期間等
毎年9 月1 日から11　月30　日までの期間	翌年の2 月分の料金に係る計量期間等
毎年10　月1 日から12　月31　日までの期間	翌年の3 月分の料金に係る計量期間等
毎年11　月1 日から翌年の1 月31　日までの期間	翌年の4 月分の料金に係る計量期間等
毎年12　月1 日から翌年の2 月28　日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2 月29　日までの期間）	翌年の5 月分の料金に係る計量期間等

ロ　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
東北電力ネットワーク株式	1 キロワット時につき	19　銭7 厘

会社		

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ　電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第5 条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ)　離島平均燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10　円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α ＋B×β ＋C×γ

A ＝各離島平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝各離島平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝各離島平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格

α ，β ，γ は，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
東北電力ネットワーク株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ)　離島基準燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
東北電力ネットワーク株式会社	79,300円

(ﾊ)　離島調整上限燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
東北電力ネットワーク株式会社	119,000 円

(ﾆ)　離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

a　1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

b　1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

（ホ）　離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1 月1 日から3 月31　日までの期間	その年の6 月分の料金に係る計量期間等
毎年2 月1 日から4 月30　日までの期間	その年の7 月分の料金に係る計量期間等
毎年3 月1 日から5 月31　日までの期間	その年の8 月分の料金に係る計量期間等
毎年4 月1 日から6 月30　日までの期間	その年の9 月分の料金に係る計量期間等
毎年5 月1 日から7 月31　日までの期間	その年の10　月分の料金に係る計量期間等
毎年6 月1 日から8 月31　日までの期間	その年の11　月分の料金に係る計量期間等
毎年7 月1 日から9 月30　日までの期間	その年の12　月分の料金に係る計量期間等
毎年8 月1 日から10　月31　日までの期間	翌年の1 月分の料金に係る計量期間等
毎年9 月1 日から11　月30　日までの期間	翌年の2 月分の料金に係る計量期間等
毎年10　月1 日から12　月31　日までの期間	翌年の3 月分の料金に係る計量期間等
毎年11　月1 日から翌年の1 月31　日までの期間	翌年の4 月分の料金に係る計量期間等
毎年12　月1 日から翌年の2 月28　日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2 月29　日までの期間）	翌年の5 月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
東北電力ネットワーク株式会社	1 キロワット時につき	1 厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2) によって算定された燃料費調整単価，(3) によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4) によって算定された制度対応項，(5) によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。